

生涯学習センター

整備検討委員会委員の紹介

教育委員会生涯学習課

☎0854・40・1073

市では、平成17年度において、加茂総合センター2階を生涯学習センター（図書室）に改修します。

生涯学習の活動拠点としての機能の充実に図るため、生涯学習センター整備検討委員会を設置し、次のみなさんに委員を委嘱しました。

（任期：平成17年3月31日まで）

◎は委員長、○は副委員長

◎鰐木篤さん、○久我俊子さん、石飛安弘さん、原田誠さん、榎原茂さん、速水広子さん、舟木五月さん、藤原弘子さん、河口裕子さん

雲南市図書館協議会委員の紹介

教育委員会生涯学習課

☎0854・40・1073

市では、読書活動の推進と市内図書館や図書施設のネットワークを図るため、雲南市図書館協議会を設置し、次のみなさんに委員を委嘱しました。

（任期：平成17・18年度）

◎は委員長、○は副委員長

◎坂本暢子さん（旧木次町教育委員）、○小川真里さん（掛合図書室運営委員会副委員長）吉井博さん（市議会議員）、

年金受給者の届出について

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

または各総合センター総合調整課まで年金を受けている方は、次の届出が必要です。

誕生日が来た時は

【年金受給者現況届】

年金を引き続き受けるためには、毎年誕生月の末日までに「年金受給者現況届」（現況届）を社会保険業務センターへ届け出なければなりません。「現況届」は、受給者の誕生月の初めに、社会保険業務センターから送られてきますので、ご自身の住所・氏名他必要事項を記入し、郵送してください。

提出された現況届により、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認します。提出されない場合には、年金の支払いが止まる場合があります。忘れずに届け出ましょう。

住所が変わった時は

【受給権者住所・支払機関変更届】

お住まいの住所が変わったとき、あるいは、それに伴い年金の受け取りを希望する金融機関が変わったときは、お近くの総合センター総合調整課または、市役所市民生活課へ「受給権者住所・支払機関変更」の届け出をしてください。

年金証書を無くした時

【年金証書再交付申請書】

年金証書は、基礎年金番号や、年金コードが記入されており、年金受給権者であることを証明するものです。無くしたり、汚したりした時は、お近くの総合セ



山田肇さん（木次幼稚園長、福田郁子さん（松笠小学校長、佐藤進さん（雲南市PTA連合会副会長、友塚結花さん（雲南市PTA連合会女性委員）、
菊田幸栄さん（大東町読み聞かせボランティア代表）、藤原君子さん（木次町読み聞かせボランティア代表、

堀江佳代子さん（三刀屋小学校読み聞かせボランティア代表、
大島三恵さん（ボランティア代表、
鰐木篤さん（旧加茂町教育委員）

指名競争入札参加資格審査申請の追加受付について

総務部管財課

☎0854・40・1025

次の業種について指名競争入札参加資格審査申請の追加受付を行います。

受付業種

建設工事、測量・建設コンサルタント業務

申し込み受付期間

8月15日（月）～8月25日（木）

ンター総合調整課または、市役所市民生活課へ「年金証書再交付申請」の手続きをしてください。年金証書は、各種の届出や、年金相談のときに必要となりますので、大切に保管しましょう。

名前が変わった時

【年金受給権者氏名変更届】

結婚や、養子縁組などにより、氏名が変わったときは、年金証書をお持ちの上、お近くの総合センター総合調整課または、市役所市民生活課へ「年金受給権者氏名変更」の届け出をしてください。

この届けには、証明欄に市町村長の証明を受けるか、ご自身の戸籍抄本あるいは謄本を添えて提出していただきます。処理が終わりますと、新しい氏名が記載された年金証書をお送りいたします。

定期児童巡回相談の実施について

出雲児童相談所

☎0853・21・0007

または雲南市児童女性相談室

☎0854・40・1046

雲南地区定期児童巡回相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

日時

8月17日（水）

相談時間 10時～16時

会場

加茂健康福祉センター（かもてらす）

※相談を希望される方は、出雲児童相談所か雲南市児童女性相談室へ申し込んでください。

■受付場所
総務部管財課（市役所本庁舎3階）
その他

要項、必要書類等については雲南市ホームページをご覧ください。総務部管財課までお問い合わせください。

福祉医療証・乳幼児等医療証の交付申請手続きについて

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

平成17年10月1日に福祉医療・乳幼児医療費助成制度が改正されることに伴い、次のとおり申請手続きをしていただくこととなります。

なお、制度改正の詳しい内容につきましては市報7月号に掲載しています。

福祉医療証について

交付申請の手続きを8月に行います。対象者の方へは申請書を送付します。で、申請手続きをしてください。

※申請の際にご持参いただくものについては、申請書を送付する際にお知らせします。

また、「福祉医療対象者（母子家庭）」の見直しにより、新たに父子家庭が対象に加わりました。

父子家庭で福祉医療の対象になると思われる方（所得税非課税世帯に属する父子）は印鑑と加入保険証をご持参のうえ、申請手続きをしてください。

乳幼児等医療証について

制度改正に伴い、3歳以上小学校就学前の幼児については、乳幼児等医療証交付申請の手続きが必要となります。

児童扶養手当について

健康福祉部子育て支援課

☎0854・40・1044

または各健康福祉センターまで児童扶養手当とは、父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、または父が身体などに重度の障害がある児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

手当を受けることができる方

次の条件に当てはまる18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している母、または母にかわってその児童を養育している方が受給できます。

①父母が婚姻を解消した児童

②父が死亡した児童

③父が重度の障害にある児童など

※他にもいくつかの条件があります。詳しくはお問い合わせください。

手続きの方法

各健康福祉センターまたは市役所子育て支援課で請求の手続きをしてください。

こんな時にも届け出を

①婚姻した場合（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます。）
②公的年金を受けることができるようになった場合
③児童の父と同居するようになった場合など

その他

毎年8月には現況届の提出が必要です。

交付申請の手続きを8月に行います。対象者の方へ申請書を送付します。で、手続きをしてください。

※申請の際にご持参いただくものについては、申請書を送付する際にお知らせします。

なお、3歳未満の乳幼児の方については、9月中に新しい医療証を送付します。

申請受付窓口

福祉医療、乳幼児等医療ともに各総合センター総合調整課、または市民生活課で申請手続きをしてください。

年金相談所開設について

松江社会保険事務所

☎0852・26・2800

松江社会保険事務所による年金相談所が次の日程で開設されます。厚生年金・国民年金のことなどで相談したい方はお気軽にご利用ください。

また、事前に連絡されると厚生年金受給手続き等も受け付けますので、ご希望の方は松江社会保険事務所までご連絡ください。

日時

8月18日（木）

時間は10時～12時・13時～15時です

会場

三刀屋総合センター

持参品

夫婦の年金手帳、年金証書、職歴書、印鑑など

※代理の方の場合は委任状が必要です。

※手当の額や所得制限などは、各健康福祉センターまたは、子育て支援課へお問い合わせください。

特別児童扶養手当について

健康福祉部長寿障害福祉課

☎0854・40・1042

または各健康福祉センターまで特別児童扶養手当とは、中程度以上の障害を持った児童のすこやかな成長を支える制度です。

手当を受けることができる方

精神または身体に中程度以上の障害のある児童を扶養している父母、または父母にかわってその児童を扶養している方に対し、支給されます。

■次の方は手当を受けることが出来ません

①児童が児童福祉施設等に入所している場合

②受給者などの前年所得が所得制限額を超える場合

③児童が障害を理由とする公的年金を受けている場合

④児童または受給者が日本国内に住所を有しない場合

手続きの方法

各健康福祉センターまたは長寿障害福祉課へ必要書類をそろえて申請してください。

その他

毎年8月には現況届の提出が必要です。

※手当の額や所得制限、その他不明な点は各健康福祉センターまたは、長寿障害福祉課へお問い合わせください。

特別障害者手当について

健康福祉部長寿障害福祉課

☎0854・40・1042

または各健康福祉センターまで

■特別障害者手当とは

20歳以上で、著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。（所得制限あり）

障害者年金や障害者基礎年金を受給しているも併給できますが、施設入所中または継続して3か月以上入院の場合は支給されません。

月額26万520円

（2・5・8・11月に支給）

■その他

毎年8月には現況届の提出が必要です。
※不明な点は各健康福祉センターまたは、長寿障害福祉課へお問い合わせください。

得する省エネ対策

地球温暖化防止に努めましょう

市民部環境対策課

☎0854・40・1033

使わない電化製品のコンセントは抜いていますか？

テレビやビデオを使わないときでも、コンセントを入れたままにしていると、電気を流してしまっています。これは待機電力と呼ばれ、家庭における電力消費のうち10～15％程度は、待機電力であると言われています。

省エネの基本は、「使わないときは（スイッチ・コンセントなどを）消す・抜くこと」です。

みんなで省エネに努めていきましょう。



雲南市加茂町町民体育大会継続実施について

加茂町の町民体育大会は、町民総出のイベントとして実施されてきました。

合併後の大会開催については、地域のまちづくりを推進する加茂地域委員会でも協議いただき、これまでの行政主体の運営から、住民主体の運営とし、合併後真に住民のための大会となるよう継続すべきとの意見をいただきました。

住民主体の実行組織とするため、地域自主組織、体育指導員、体育協会、学校等地域が一体となって取り組んでいくことといたしました。

- 期 日 平成17年10月2日(日)
- 会 場 加茂中央公園多目的広場

お問い合わせ 加茂総合センター自治振興課 ☎0854-49-8601
教育委員会 加茂教育分室 ☎0854-49-8510

がけ地近接等危険住宅

移転事業について

建設部都市建築課

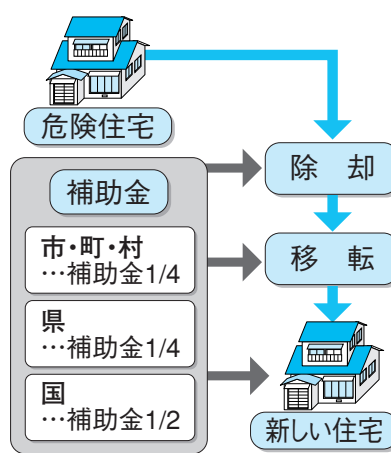
☎0854・40・1064

がけ地近接等危険住宅移転事業制度

この制度は、がけ地など住民の生命に危険を及ぼす恐れのある場所に建っている住宅を安全な場所に移転するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除去等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含む）に要する経費に対して補助金を交付するものです。

危険住宅

危険住宅とは、がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりの危険が著しい区域で、建築基準法の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域、または建築を制限している区域内にある住宅です。（ただし、条例制定（昭和35年10月4日）以前に建築された住宅で増築がなされていないものに限ります。）
がけ地、地すべり等で住宅の移転をお考えの方は9月16日（金）までにご相談ください。



お盆期間中の可燃ごみ・不燃ごみ収集日のお知らせ

※休みが続きます。ごみを少なくするよう心掛けましょう。

また、ごみに出すときは、次のことを守ってください。

- 分別を完全にしてください。
- 新聞紙、ダンボール類はリサイクルに出してください。
- 生ごみは水切りを充分にしてください。
- カセット式ボンベ・スプレー缶は必ず穴を開けガスを完全に抜いてください。

大東町・加茂町・木次町・三刀屋町		月 日	掛合町・吉田町
可燃ごみ	不燃ごみ		可燃ごみ・不燃ごみ
通常通りの収集地区	予定表どおり	8月12日(金)	通常通りの収集地区
休ませていただきます		8月13日(土)	休ませていただきます
		8月14日(日)	
		8月15日(月)	
以降、通常通りの収集地区	持込のみの受付以降、予定表どおり	8月16日(火)	以降、通常通りの収集地区
		8月17日(水)	

お問い合わせ 雲南エネルギーセンター ☎0854-49-6332 雲南リサイクルプラザ ☎0854-42-3391
いいしクリーンセンター ☎0854-72-9217 市民部環境対策課 ☎0854-40-1033

雲南市環境審議会開催

市民部環境対策課

☎0854・40・1033

6月24日、平成17年度第1回雲南市環境審議会が開催され、20名の委員のみなさんに委嘱状が交付されました。

審議会では、合併により雲南市環境審議会が引き継いだ旧掛合町環境保全審議会の経過説明の後、環境関連諸計画の策定などについて意見が交わされました。

今後、市民のみなさんが心身ともに健康な暮らしができるような環境を保全するため、さまざまな審議を行います。

【雲南市環境審議会委員のみなさん】

敬称略（出身など）

■会長

伊藤勝久（島根大学教授）

■会長職務代理者

村尾晴子（市議会議員）

■委員

星野 智（市議会議員）、安田幸伸（雲南保健所環境衛生部長）、成相克道（雲南市商工会協議会副会長）、竹下克美（雲南農業協同組合総務部長）、川津郁三（斐伊川漁業協同組合第3理事）、石橋大造（大原郡森林組合代表理事組合長）、上代周二（大東町）、中西静子（大東町）、佐藤正則（加茂町）、基常恵子（加茂町）、江角安正（木次町）、石飛友江（木次町）、景山 忍（三刀屋町）、星野恵美子（三刀屋町）、芝原善夫（吉田町）、大島伴江（吉田町）、石橋義明（掛合町）、安部智子（掛合町）

市営住宅入居者募集について

建設部業務管理課

☎0854・40・1061

または各総合センター事業管理課まで
市では入居可能な空家住宅について、基本的に隔月（偶数月 4、6、8、10、12、2月）に募集を行っています。募集期間は当該月の5日から1週間とし、その期間以外での申し込みはできません。
次回の募集期間は8月5日頃から1週間です。

具体的な空室については、8月初めに放送等で周知をします。申込方法、入居資格等については、建設部業務管理課または各総合センター事業管理課までお問い合わせください。

なお、グランデだいう、ベルポートきすきなどの若者定住向け公社賃貸住宅については、随時入居申し込みの登録を受け付けています。空室が発生しだい登録順位により入居できます。

大木原地区まちづくり

推進協議会からのお知らせ

建設部都市建築課

☎0854・40・1064

大東町の大木原地区まちづくり推進協議会では、土地地区画整理事業地内の商業施設等の立地計画を進めています。
出店を希望される方は、大木原土地地区画整理事業現場事務所内 まちづくり推進協議会事務局（☎0854・43・8022）までお問い合わせください。

雲南市議会会議録・議案書の縦覧について

雲南市議会事務局

☎0854・40・1004

雲南市議会事務局では、雲南市議会会議録及び議案書の縦覧を次のとおり行っています。

■会議録・議案書の内容

平成16年12月から平成17年3月までに開催された定例会と臨時会

■縦覧場所

雲南市議会事務局または、各総合センター総合調整課

平成17年度精神保健福祉

ボランティア研修会のご案内

雲南保健所 ☎0854・42・9642

雲南保健所では、自分自身の心の健康を考えるとともに、精神障害者の方の生活や社会参加を支援するボランティアを育成する研修会を次のとおり開催します。

■研修日程

○第1回 9月9日（金）

講義「雲南保健所の精神保健業務について」、「精神疾患について」

○第2回 9月29日（木）

講演「精神保健福祉ボランティアとは」、「体験学習「人との接し方」」

○第3回 施設見学と交流

けやきの郷・さくらんぼ・しゃぼんだま工房・せせらぎの家のいずれかで交流をします。

○第4回 10月27日（木）

研修「地域で安心して生活するには」、体験発表

※講演は13時10分～16時15分まで

■研修場所

いずれの研修も雲南保健所（木次町里方）

■申込締切

8月24日（水）

お申し込み・お問い合わせは雲南保健所まで

特定不妊治療費助成事業について

雲南保健所

☎0854・42・9636

島根県不妊専門相談センター

☎0853・21・3584

または島根県健康福祉部健康推進課

☎0852・22・6130

■特定不妊治療費助成事業とは

この事業は、不妊症のため、子どもを持つことができない夫婦に対して、治療費が高額である体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）について、その医療費の一部を助成する事業です。

■対象となる方

次の要件にすべて該当する方
①法律上の夫婦で、島根県内に住所のある方（夫または妻の一方でも可）

②体外受精、顕微授精以外の治療法では妊娠が望めないと医師の診断があった方

③指定医療機関で治療を受けた方

※指定医療機関は、お問い合わせください。

④夫及び妻の前年の所得の合計が650万円未満の方

※所得額は、夫婦の収入額から必要経費（給与所得控除額）及びその他諸控除額を差し引いた額になります

⑤平成17年4月1日以降に治療を終了された方

※申請の方法や助成額、ご相談など詳しくは、雲南保健所・島根県不妊専門相談センター・島根県健康福祉部健康推進課まで